

# 議員の眼

2020・2月発行



## 吉岡政昭の議会報告 (No. 6)

決算委 (11月)・経済常任委 (11月)・12月議会

発行責任者 (吉岡政昭)・住所 (早来大町 141-47)

**「闇討ちをくらったんだね。」と、応援者の言葉。  
「汚泥検査」結果 (有害物質の存在) を  
「町民に知らせたのが悪い！」と問責決議**

町民に知らせたのは、公開された事実だけです。

| 町民からの質問  | 吉岡の回答・見方   |
|--|--|
| 吉岡議員に行なわれた「問責決議」ってなんですか？                                   | 議員に「反省しなさい」という決議です。「処分」ではありません。                                |
| 吉岡議員は、反省しなければならぬ悪いことをしたのですか。                               | 全くしておりません。むしろ町民の為に良いことをしたと自信を持って言えます。                          |
| 「問責決議文」の中に「問責の理由」として「審議中の内容を公開した」とあります。「審議中の内容」って、何のことですか？ | 私が町民に知らせたのは、その日の委員会審議の結果の内容です。傍聴した会議は秘密会ではなく、非公式に知った内容ではありません。 |

「傍聴で聞いた事実」とは、すでに「公開された事実」です。

|  |   |
|--|---|
| 追分旭地区に野積みされた「汚泥」から「重金属が出た」ことを、いつ、どこで知ったのですか？ | 12月9日、公開された経済常任委員会を傍聴して知りました。   |
| 「傍聴」で聞いた事実を口外してはならない決まりでもあるのですか？             | 全くありません。傍聴は条例で認められています。「傍聴できる」と言うことは、「公開されている」と言うことです。「公開された事実」に意見を加えて発表する自由は、憲法で認められています。社会常識です。 |

## 「闇討ち」と指摘された不可解な「問責決議」

| 町民からの質問                                       | 吉岡の回答  |
|---|--|
| 吉岡議員がホームページに書いた「どの部分が、どの法律に」違反していると言っているのですか？ | わかりません。具体的に法律的根拠を示すよう求めましたが、 <b>回答を拒否</b> されました。   |
| 「吉岡さん、闇討ちを食らったんだね」どのようにして「問責決議」が出されたのですか？     | 「議決」の準備は、私の全く知らないところで密かに(?)進められていました。昼食が終わって、なんとなくいつもと違う雰囲気を感じて監査委員室に行くと、数名の議員がおりその中の一人から私に「問責決議」が出てることを知らされました。議場に戻ったのは会議の開始10分前。全議員の席に1枚の紙が上がっていました。私には内容を吟味する時間ありませんでした。内容に即して一つ一つ反論・指摘する機会もありませんでした。私の名誉に関わることですが、未だに、正式に反論・質問の時間が与えられていません。突然、議題にされ、審議にも参加できず、結果だけが知らされました。この「仕打ち」は、応援者同様、「闇討ち」を食らったというのが正直な実感です。 |

## やっと実施した「成分検査」。 心配された「鉛とカドミウム」が見つかる！

| 町民からの質問   | 吉岡の回答 (見方)   |
|---|--|
| 基準を超えた重金属 (鉛とカドミウム) が見つかりましたが、なぜ、もっと早く見つからなかったのですか？ | それは、役場が「 <u>何らかの理由</u> 」で検査を拒否してきたからです。最終的に「議会の議決で実施する」ことに決定。                    |
| 鉛とカドミウムの「害」ってどんなことがあるのですか？                          | <b>カドミウムは、有名な公害イタイタイ病の原因となった重金属です。</b><br><br>鉛は、脳と肝臓に多く蓄積します。鉛の恐ろしさはその蓄積性にあります。 |

今後、明らかにすべき「最大のポイント」

①地下水の濃度は基準以下か？ ②地下水の流れの全体の向き

**最大の解決策は、「汚泥」を追分旭から「撤去」することです。**

# 山林の伐採と「土を掘り出し」を町はなぜ認めたのか。

## 大雨の時、土砂の流入によって田畑が荒らされる危険が生まれた！

現場を見て当事者の怒りが、じかに伝わってきました。

| 吉岡質問  | 町の回答   |
|---|--|
| 知事が開発行為（土を取るなど）を認める4つの事前審査の基準とは何か。  | ①災害防止の観点 ②水害の防止 ③水源涵養の観点 ④環境保全の観点です。                             |
| 1 ha（ヘクタール）に満たない土地の場合は、事前審査の対象になっていない。被害を受けるのは住民だ。1 ha未満でも、危険に対し行政の責任はある。 | 開発によって生ずる土砂の流出、水源の枯渇、環境悪化等の減少は1 haを超えると頻度が増加する。それ以下では、比較的影響が少ない。 |
| 現場に立って判断すべきだ。大雨で泥が流れ込んで田んぼが埋まるかも知れないと農家は危機意識を持っている。                       | <u>この法律の届け出の範囲中で、それ以上の書類が求められていない。その中で審査するべきがない。</u>             |

### （コメント1）

答弁の意味は、「1 ha未満だから審査しない」ということです。現場を見ると、水害・災害の危険が感じられました。だから1 ha並の「審査」が必要だったのです。

### （コメント2）

この森林法の穴を埋めるのが、町の「環境基本条例」です。この条例では、環境に対する①事業者の責務②町の責務が定められています。

### （コメント3）時間足らずで、十分、要求できななかつた鹿公園「保安林」の保護。

- 1番の問題は、保安林に密着している林（山林）が、今回指摘した山林以外にも、すでに4 ha伐採されております。
- 保安林と密着している山林の「木材等生産林」を「生活環境保全林」に区分変更するか、町で購入し保安林を保護する「群落」に変える必要があります。

## あの問題は、その後、どうなったのですか？

### 1、早来地区・タクシー問題

| 吉岡の質問と要求                          | 町の回答                              |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 業者を頼むと言っているけど、いつまでハイヤー会社を連れてくるのか？ | 春くらいを目処にと考えています。<br>(11月の決算特別委員会) |

|   |  |
|---|--|
| 民間会社のタクシー参入があるとのことだが、町内業者か、町外業者か？流動的とはどういうことか？    | 町内か、町外かは言えない。運行の方向に向かって動いてはいる。ただ、運転手の確保が難しくいつから運行するとは言えない。(12月議会・行政報告答弁) |
| 車両の手配で苦労しているようだが、町に支援要請はないのか。また、町の方から支援する考えはないのか？ | 町に対する支援要請はない。しかし、要請があれば、できる限りの協力はしたい。(12月議会・行政報告答弁)                      |

### 2、眼底検査（緑内障の早期発見の為の調査）

| 吉岡の質問と要求                                       | 町の回答  |
|--|---|
| 緑内障は失明に及ぶ病気だ。患者数の事前の調査や早期発見の為の眼底検査の実施の体制を作りたい。 | 具体的な調査はやっていない。眼底検査が有効なのか、費用対効果を専門医の意見を聞かないといけな。 (11月の決算特別委員会) |

| 緑内障調査             | 吉岡からの調査依頼による結果            |                         |
|-------------------|---------------------------|-------------------------|
|                   | 役場調査<br>(R2・1・20回答)       | 某町内介護施設<br>(R1・12・27回答) |
| 緑内障患者数<br>(疑いを含む) | 男4人(1%)<br>女17人(3.2%)     | 7人(24%)                 |
|                   | 健康保険加入者だけの数値です。年齢は65歳～74歳 | 検査に条件を設けず               |

※75歳～85歳となると累計で2倍以上が考えられます。

### 3、大事にされるべき早来地区の合宿所・・・地震前3000名近い利用がありました。

安平町には、地震前、2つの合宿所がありました。(H29年度実績) さかえ合宿所(1801名利用)と白樺合宿所(1039名利用)です。合計2840名  
 (1) 白樺合宿所・・・地震で崩壊・・・再建の目処が立たず。  
 (2) さかえ合宿所・・・現在、合宿所の一部は開発局の書類置き場になっている。その為、全面活用が出来ない。  
 ①なぜ、地震で崩壊した白樺合宿所を再建しないのか？ 将来展望も曖昧。  
 ②さかえ合宿所の一部が「開発局」の書類置き場になっている。

|  |   |
|--|---|
| この問題を議会で2回取り上げました。①最初の役場側答弁は、土日以外、利用者が少ないから影響はないとのこと。調べてみると、土日以外の方が利用者が多かったのです。次の理由は開発局の地震復旧工事の関 | 係での協力だからとのこと。調べてみると、主として「書類置き場」として利用。ならば、別な場所を提供して合宿所を空けてもらえば問題解決できると主張。現在、担当者に「別な置き場所」の確保と開発局との話し合いを要望中。 |
|--|---|

